

身体的拘束最小化に関する当院の取り組み

1. 身体的拘束最小化に関する当院の基本方針

当院では、患者さんの尊厳と人権を尊重し、安全で安心な医療を提供するため、身体的拘束の最小化に努めています。当院は精神科病院として、精神保健福祉法その他関係法令に基づき、身体的拘束を実施する場合がありますが、身体的拘束は、法令に定める要件を満たす場合に限り実施し、その適用は必要最小限とします。また、身体的拘束を実施する際は、常に代替手段の検討を行うとともに、その必要性を継続的に評価し、早期解除に向けた取り組みを継続します。

2. 身体的拘束最小化のための取り組み

当院では、身体的拘束の最小化を推進するため、次の取り組みを実施しています。

・行動制限最小化委員会の運営

多職種で構成する行動制限最小化委員会において、身体的拘束の実施状況の把握・検証、事例検討および代替手段の検討を行い、身体的拘束の最小化に取り組んでいます。

・院内研修の実施

行動制限最小化に関する院内研修を全職員を対象に年2回以上実施し、身体的拘束最小化に関する内容を含め、適切な対応に必要な知識・技術の向上に努めています。

・身体的拘束の適正な実施と早期解除

身体的拘束を実施する場合は、その必要性を継続的に評価するとともに、代替手段の検討および早期解除に向けた取り組みを行っています。

・身体的拘束用具の適正管理

身体的拘束用具は、各病棟内の指定管理場所において一元管理し、使用状況を把握するとともに、適正な使用および管理に努めています。

・身体的拘束最小化に関する周知・情報提供

当院の身体的拘束最小化に関する基本方針および取り組みについて、院内掲示やホームページ等を通じて周知し、患者さんやご家族への情報提供に努めています。

3. 身体的拘束の実施状況（2026年4月～6月）

当院における身体的拘束の実施状況（実施率）は以下のとおりです。

身体的拘束最小化推進体制加算を算定している入院料	特殊疾患病棟入院料 2
① 当該入院料の延べ算定日数	5,397 日
② うち、身体的拘束の実施日数	0 日
③ 身体的拘束を実施している割合（②／①） （3%以下。届出から1年間は5%以下）	0%

2026年8月1日

こころの医療センター五色台 院長